RI細則15.050.の規定により、地区大会において選出されたいかなる案件についても票決を求めることができ、投票できる資格をもつ選挙人の選出届を、以下のとおり提出していただきたくお願い申し上げます。

**選挙人選任届**

|  |
| --- |
| 国際ロータリー第2620地区 |
| 静岡 ・ 山梨 | 第 | グループ |  | ＲＣ |
| クラブ幹事署名 |  |
| 連絡先 | TEL |  |
| FAX |  |

RI細則15.050.1の規定により、貴クラブの地区大会における選挙人を下記の基準に基づき選出して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| **会　員　数** | **選　挙　人**注）この会員数とは、2021年7月のクラブ請求書支払時の貴クラブの会員数です。各選挙人はそのクラブの会員で、選挙人が一票を投じるためには、地区大会に出席しなければなりません。 |
| 25人未満 | １名 |
| 25～37人 | １名 |
| 38～62人 | 2名 |
| 63～87人 | 3名 |
| 88～112人 | 4名 |
| 113人以上 | 5名 |

|  |  |
| --- | --- |
| 番　号 | 氏　　名 |
| 1 |  |
| 2 |  |
| 3 |  |
| 4 |  |
| 5 |  |

**提出期限：４月１２日(火）**

**※ご記入の上、期日必着でご返信ください。**

返信先：国際ロータリー第2620地区ガバナー事務所

E-mail 21-2g.kobayashi@ri2620.gr.jp

**信 任 状**

この証明は2通作成してください。１通はクラブの記録に保管し、１通は資格審査委員会へ提出するため、地区大会1日目にご持参ください。

ロータリークラブ名：

日　付：

第2620地区　地区大会資格審査委員会　殿

国際ロータリーの細則の規定に準拠し、本クラブは下記の者を選挙人として選出いたしました。

選挙人氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. | 2. | 3. |
| 4. | 5. |  |

地区大会が開催される月の直前のクラブ請求書の期日現在の本クラブの会員数

（名誉会員は除く）は、　　　名でした。

会長署名　　　　　　　　　　　　　　　　 幹事署名

**国際ロータリー細則第15条15.050.1. 選挙人**

各クラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、その地区の大会および立法案検討会（開催される

場合）への選挙人として証するものとする。会員数が 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに　 1 名、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 名の割合で選挙人を有する。つまり、会員数が 37 名までのクラブは 1 人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 38 名から 62 名までのクラブは 2 人の選挙人を有し、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3 人の選挙人を有する、というようになる。会員数は、投票に先立つ、最新のクラブ請求書における会員数によって決定される（一時保留のクラブは投票権がないことを除く）。各選挙人はそのクラブの会員であるものとする。投票するためには、選挙人は大会または立法案検討会に出席していなければならない。地区大会での選挙人による投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会員数 | 37名/それ以下 | 38～62名 | 63～87名 | 88～112名 | 113名以上 |
| 選挙人の数 | 1名 | 2名 | 3名 | 4名 | 5名 |

**※原本を地区大会へご持参下さい。**